

日介支専協第 29-0057 号

平成 29 年 5 月 19 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 鷺見 よしみ  
[公 印 省 略]

『「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正に伴う対応について』の発出について（ご連絡）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局より、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について』、下記のとおり発出されましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

省令改正により主任介護支援専門員の定義が改められ、それを踏まえて介護支援専門員資質向上事業実施要綱の一部改正が行われています。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

#### 記

○厚生労働省老健局 介護保険最新情報 Vol. 591

『「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について』  
(老健局長通知)

○厚生労働省老健局振興課 各都道府県知事宛

『「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成 26 年 7 月 4 日老発 0704  
第 2 号厚生労働省老健局長通知)の一部改正に伴う対応について』(事務連絡)

以上